



# Advise

## i-Mark C.P.T.A. Corporation

第148号

送信日 2018/7/21

アイマーク税理士法人

文責 中尾 優志

<http://www.i-mark.jp>

### 災害による被害があったときの免税・減税・猶予措置

先月大阪府北部で震度 6 強の地震があり、滋賀県米原市では竜巻による被害が、またつい先日西日本の広い範囲で大雨による激甚災害が発生しました。

今回のような突発的な被害にあわれた方のために税制面での手当がなされており、今回はその内容についてご案内します。

#### 1. 法人が被災した場合

法人が被害を受けた場合については以下の取扱いを行うことができます。

##### (1) 災害により滅失・損壊した資産

法人の有する商品や店舗事務所等の固定資産が滅失又は損壊した場合はその損害額を損失として処理でき、その資産の取壊しや土砂等の除去のため費用、原状回復費用も経費として処理できます。

また、資産本体だけではなく、被災前の効用を維持する為に行う補強工事や土砂崩れの防止の為の費用についてもその全額を経費として処理できます。

##### (2) 災害損失金による還付

(1) の費用が発生したことにより決算が赤字となってしまった場合、その赤字のうち、災害損失金に係る部分については過去 2 年間の決算の黒字と相殺し、また還付請求をすることが可能です。

(青色申告要件有り)

##### (3) 申告などの期限の延長・納税の猶予

災害等の理由により国税の申告・納付などをその期限までにできないときは、その期限の延長をすることができます。

#### 2. 個人が被災した場合

個人が被害を受けた場合については以下の取扱いを行うことができます。

また、これ以外にも個人事業主の方には後日、特別措置が設けられる可能性があります。

##### (1) 雑損控除又は災害減免法の適用による所得税の全部又は一部の軽減 (確定申告)

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに被害を受けた時は以下の「所得税法」による雑損控除か「災害減免法」による所得税の軽減免除かどちらか有利な方法を選べます。

	①所得税法 (雑損控除)	②災害減免法 (軽減免除)
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失
対象となる資産の範囲等	住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産	住宅及び家財 (損害金額が住宅等の価額の 1/2 以上であることが必要となります。)

	①所得税法（雑損控除）	②災害減免法（軽減免除）	
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	雑損控除の金額は次の(イ)又は(ロ)のうちいずれか多い方の金額です。 (イ)損害金額－所得金額の 1/10 (ロ)損害金額のうち災害関連支出の金額－5 万円 ※災害関連支出とは住宅、家財などを除去するための費用や倒壊防止費用などの災害に関連したやむを得ない支出をいいます。	その年分の所得金額	所得税の軽減額
		500 万円以下	全額免除
		500 万円超 750 万円以下	1/2 の軽減
		750 万円超 1000 万円以下	1/4 の軽減
		1000 万円超	適用なし

（国税庁 HP 参照）

これらの申告については、①被災資産の売買契約書、②災害関連支出の領収書、③保険金等で補填される金額がある場合その金額が分かる書類など、一定の書類の提出が必要となります。

## （2）住宅ローン控除

住宅ローン控除を受ける方について、その家屋が被災した場合には以下の取扱いが可能です。

### ①適用期間の特例

災害等によって居住することができなくなった住宅用家屋については居住できなくなった年以後の残りの年度においても、引き続き住宅ローン控除が適用可能です。

### ②重複適用の特例

災害により被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する住宅用家屋に居住できなくなった場合には、その従前家屋に係る住宅ローン控除と一定期間内に新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の住宅ローン控除を重複して適用できます。

## 3. 登録免許税の免除措置

被災した建物の建替え等について登記の際に、その評価額の 0.1%～2%の登録免許税が発生しますが、以下の要件に該当する場合は、その登録免許税は免除されます。

		個人	法人
免除対象者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する建物に被害を受けた個人</li> <li>・被災者が死亡している場合のその相続人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有する建物に被害を受けた法人</li> <li>・合併により消滅した場合の合併法人</li> <li>・分割により承継した分割承継法人</li> </ul>
免除対象建物	被災者生活再建支援法の適用区域内	全ての建物	
	被災者生活再建支援法の摘要区域外	登記簿上で建物の種類が居宅等とされているもの	被災建物につき被災者が行う事業のうち主たるものを所管する主務大臣の証明を受けたもの

これらの免除措置の適用を受けるためには罹災証明書及び戸籍謄本等を添付する必要があります。